

都合により日程を変更することがありますので、お問い合わせください。

※内容、相談員、料金、申込方法、電話番号、ファックス番号  
(☎がないものは無料、☎がないものは申込不要)

# 相談室

名称	日・曜日	時間	相談会場	相談員・申込方法など	問い合わせ
家庭児童虐待相談 D V 相 談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:00	こども家庭課	☎家庭相談員兼母子・父子自立支援員	こども家庭課 ☎(082)420-0407
	上記以外 (児童虐待通告のみ)	—	—	—	市役所当直室 ☎(082)422-2111
家庭児童相談	火～木曜日 ※祝日を除く	10:00～16:00	子育て・障害総合支援センターはあとふる (サンスクエア東広島1階)	☎家庭相談員兼母子・父子自立支援員	はあとふる ☎(082)493-6073
障害者・障害児相談	月～土曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	☎相談支援コーディネーター	☎相談支援コーディネーター	
障害者虐待相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	子育て・障害総合支援センターはあとふる (サンスクエア東広島1階)	☎相談支援コーディネーター	障害福祉課 ☎(082)420-0180
	上記以外 (障害者虐待通告のみ)	—	—	—	
不登校サポートセンターの親の会	第3水曜日	13:30～15:00	西条フレンドスペース (サンスクエア東広島)	☎電話	西条フレンドスペース ☎(082)421-8494
働く女性の相談室	21日(土)	13:30～14:30	市民文化センター研修室3 (サンスクエア東広島2階)	☎仕事上の悩み(セクハラ、パワハラ、家庭との両立)や、働きたい女性の相談 ☎電話または窓口(～1月14日(土))	エスポワール/ 男女共同参画推進室 ☎☎(082)424-3833
		14:30～15:30	—	—	
ボランティア相談窓口	水・土曜日	13:00～16:00	市民文化センターボランティア活動支援センター (サンスクエア東広島2階)	☎ボランティアコーディネーター	ボランティア活動支援センター ☎(082)424-9590
児童青少年総合相談	教育相談	火～日曜日 (祝日を除く)	10:00～12:00 13:00～16:30	☎教育相談員	児童青少年センター ☎(082)422-3749
	カウンセラー相談	火・金曜日	13:00～16:00	☎臨床心理士 ☎電話または窓口 (開館日の10:00～16:30)	
	子育て相談	火～木・土・日曜日 (祝日を除く)	9:00～12:00 13:00～15:30	☎児童厚生員	

## 市政への要望 (文書・電話・ファックスなど)

①タイトル②要望事項③住所・名前・ファックス番号を記入の上、あなたの声をお寄せください。(地域づくり推進課) ☎(082)420-0924 ☎(082)423-0270

Free of Charge 外国人相談窓口・Information and Consultations・Salão de Comunicação・外国人咨询窗口

言語	曜日	時間	場所	問い合わせ
English 英語	Tuesdays, Thursdays, Fridays【火、木、金】	9:00～17:00	市民文化センター コミュニケーションコーナー (サンスクエア東広島1階)	Communication Corner Salão de comunicação コミュニケーションコーナー ☎(082)423-1922
	Mondays, Saturdays【月、土】	13:00～17:00		
	Wednesdays, Sundays【水、日】	9:00～13:00		
Português ポルトガル語	Quartas, Quintas, Sábados【水、木、土】	9:00～13:00	同上	同上
	Sextas【金】	13:00～17:00		
中文 中国語	星期一、二、五、六【月、火、金、土】	9:00～13:00	同上	同上
	星期三、日【水、日】	13:00～17:00		
Legal Consultations Consulta Juridica 法律相談	11日(水)	①13:00～②14:00～ ③15:00～④16:00～	市民文化センター 研修室1 (サンスクエア東広島2階)	(公財)東広島市教育文化振興事業団 ☎(082)424-3811 http://hhface.org/corner/jp.html

弁護士が法律相談に応じます。英語・ポルトガル語・中国語の通訳あり。1週間前までに予約が必要。相談時間は約40分。

名称	日・曜日	時間	相談会場	相談員・申込方法など	問い合わせ
法律相談	5日(水)・12日(水)・19日(水)・26日(水)・2月2日(水)	13:00～16:00 ※相談時間は30分以内	地域づくり推進課	☎弁護士 12人/日 (超えた場合は公開抽選 ☎電話またはファックス、窓口(当日8:30～9:00) ※同じ案件は1回限り)	地域づくり推進課 ☎(082)420-0924 ☎(082)423-0270
登記・法律相談	11日(水)・18日(水)・2月8日(水)	10:00～12:00 ※相談時間は30分以内		☎司法書士 8人/日(先着順) ☎電話またはファックス、窓口(当日8:30～9:30)	
あんしんホット相談	4日(水)・16日(月)・2月6日(月)	10:00～12:00 13:00～16:00 ※相談時間は1時間以内	消費生活センター (市役所北館1階②番窓口)	☎法律問題ほか日常生活で生じた様々な問題に関する相談 ☎NPO法人法務総合情報センター 10人/日(先着順) ☎電話またはファックス、窓口(相談日の前の週の木曜日正午まで)	消費生活センター ☎(082)421-7189
相続・遺言・成年後見についての相談	31日(水)	10:00～12:00 ※相談時間は30分以内		☎行政書士 4人/日(先着順) ☎電話またはファックス、窓口(相談の前日正午まで)	
消費生活相談	月～金曜日 ※祝日を除く	9:00～12:00 13:00～17:00	消費生活センター (市役所北館1階②番窓口)	☎消費者と事業者間の契約トラブルに関する相談 ☎消費生活相談員	国民生活センター ☎(03)3446-0999 国民生活センター ☎188
お昼の消費生活相談	月～金曜日 ※祝日を除く	11:00～13:00		☎消費者と事業者間の契約トラブルに関する電話相談 ☎国民生活センター職員	
消費者ホットライン	土・日・祝日	10:00～16:00	—	—	—
心配ごと相談・行政相談	西条会場 ①4日(水)・ ②2月7日(水)	13:00～16:00	①市役所本館2階相談室204 ②市役所北館1階相談室1	(心配ごと相談) ☎心配ごと相談員 (民生委員・児童委員)	(心配ごと相談) 東広島市民生委員 児童委員協議会 ☎(082)420-0932
	八本松会場 11日(水)・2月8日(水)	13:00～16:00	八本松地域センター		
	志和会場 19日(水)	13:00～16:00	志和出張所		
	高屋会場 23日(水)	13:00～16:00	高屋西地域センター		
	黒瀬会場 5日(水)・2月6日(水)	9:00～12:00	黒瀬保健福祉センター		
	福富会場 11日(水)・2月8日(水)	13:00～16:00	福富保健福祉センター		
	豊栄会場 17日(水)	13:00～16:00	豊栄保健福祉センター		
	河内会場 26日(水)	13:00～16:00	河内保健福祉センター		
安芸津会場 20日(金)	13:00～16:00	安芸津文化福祉センター	☎国の行政に関する要望や相談 ☎行政相談委員	(行政相談) 中国四国管区 行政評価局 ☎(082)228-6173	
自殺予防相談	年中無休	24時間	—	—	広島いのちの電話 ☎(082)221-4343
【特設】人権相談	西条会場 10日(水)・17日(水)・24日(水)・31日(水)・2月7日(水)	13:00～16:00	広島法務局 東広島支局	☎人権擁護委員	東広島竹原 人権擁護委員協議会 ☎(082)423-7752
	黒瀬会場 5日(水)・2月6日(水)	9:00～12:00	黒瀬保健福祉センター		
	福富会場 11日(水)	13:00～16:00	福富保健福祉センター		
	安芸津会場 20日(金)	13:00～16:00	安芸津文化福祉センター		
【常設】人権相談	月～金曜日 (祝日を除く)	8:30～17:15	広島法務局 東広島支局	☎法務局職員、人権擁護委員	広島法務局東広島支局 ☎(082)423-7707
ひがし広島法律相談センター	毎週水曜日 (変更になることがある)	13:00～16:00	市民文化センター研修室3 (サンスクエア東広島2階)	☎広島弁護士会 ☎電話 (火曜日を除く9:30～16:00) ☎有料	ひがし広島法律相談センター ☎(082)421-0021
遺言・契約書等の作成	月～金曜日 ※祝日を除く	10:00～12:00 13:00～16:00	東広島公証役場 (サンスクエア東広島4階)	☎公証人 ☎電話	東広島公証役場 ☎(082)422-3733
県民相談	12日(水)	10:00～12:00 13:00～16:00	広島県西部地域県民相談室東広島支所	☎行政、民事、家事、交通事故などに関する相談 ☎県民相談員	☎(082)422-6911(代)

### 教えて

## 消費生活

### フリーング・オフできない?

《相談内容》(20歳代女性)  
クリニックで医療脱毛の契約をした。しかし、帰宅して家族に相談したところ反対されたので解約することにした。契約時に「医療契約なのでフリーング・オフはできない」と言われたが、本当にできないのだろうか。

《アドバイス》  
医療契約であれば、エステティックサービスに類似していても特定継続的役務提供の定義に該当しないと解釈されているため、フリーング・オフはできません。契約書に書かれてある通りの解約方法になると考えられ、高額なキャンセル料が発生する場合もあります。施術内容や契約について十分な説明を受け、冷静に考えて納得した上で施術を受けましょう。

困ったときは、消費生活センターなどに相談ください。  
☎(082)421-7189